

総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会緊急提言(案)に対する意見

1. 意見提出者・連絡先

- ・団体名：特定非営利活動法人気候ネットワーク(本件は団体としての意見です)(担当者・畑直之)
- ・住所：〒604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル 305号
- ・電話番号：075-254-1011,
- ・FAX 番号：075-254-1012
- ・メールアドレス：tokyo@kiconet.org

2. 提出意見

<意見1>

該当箇所：全般

意見：本案は「緊急提言(案)」と称しながら、「取組みが重要」「連携が必要」「推進する必要がある」「～が期待される」というばかりであり、具体的な政策提言が極めて乏しく、ほとんど中身がない。出ず以上は、具体的な政策・制度の提案を盛り込むことが必須である。根本的な改革は、再生可能エネルギーの導入効果において優れた実績を上げている固定価格買取制度の導入だと考える。

<意見2>

該当箇所：「2. 現状と国際比較」の【グラフ2-2】及び【グラフ2-3】

意見：「一定の仮定」を含め、この「再生可能エネルギー導入割合の国際比較」と「欧州の最終エネルギー消費と再生可能エネルギー比率・同目標」の2つのグラフの試算の全容を示すべき。また「(資料)」で示されているものは、根拠が確認可能な常識的な意味での出典(出所)になっていない、きちんとした出典も示すべき。

<意見3>

該当箇所：「3. 基本的な考え方 - 「新エネ・モデル国家」の構築」「(4) 目標を確実に達成する」

意見：「高い目標設定」というなら、少なくとも2020年に20%、2050年に50%(いずれも一次エネルギー国内供給に占める割合)程度の数字を掲げるべきである。また「その達成方策」としては、再生可能エネルギーの導入効果において優れた実績を上げている固定価格買取制度を導入すべきである。

<意見4>

該当箇所：「4. 具体的な政策の在り方」「(1) 再生可能エネルギーの抜本的導入拡大」「太陽光社会の実現」

意見：太陽光発電について「世界一の座を他国に明け渡した」ことの原因分析が欠如している、そのことを分析・評価すべきである。太陽光発電の伸び悩みは、電力会社の余剰電力購入メニューに依存するばかりの政府の政策に問題があることは明らかである。

<意見5>

該当箇所：「4. 具体的な政策の在り方」「(1) 再生可能エネルギーの抜本的導入拡大」「太陽光社会の実現」「i) 住宅用太陽光発電」

意見：ご存じの通り、本案の「住宅用の太陽光発電システムの価格を、3～5年以内に半額程度にまで低

減することを目指す」との記述は、太陽光パネルの買い控えを引き起こすなど世間を混乱させている。「国として改めて思いきった支援措置を講じる必要がある」と記すのみで具体策を示さないのは無責任と言わざるを得ない。意見公募要領で、「具体的な支援策の内容は、(中略)今後、検討されていくものであります」としているのも「言い訳」にすぎない。直ちに具体策を示すべきであり、本案の作成者には社会に対してその責任があるはずである。

<意見 6>

該当箇所:「4. 具体的な政策の在り方」(1)再生可能エネルギーの抜本的導入拡大」「太陽光社会の実現」「v)太陽熱利用システムの普及促進」

意見:「導入促進を図る」「連携することが必要」といった中身の無い言葉だけにとどまっている。国として太陽熱をどのように拡大するのか、そのための政策・制度の具体案をここで示すべきである。支援・助成策に加え、例えば、家庭部門や業務部門において床面積当たりCO2排出量や給湯量当たりCO2排出量を指標とした規制的措置によって太陽熱やバイオマスの熱利用を拡大する制度も考えられる。

<意見 7>

該当箇所:「風力、バイオマス、地熱、雪氷、水力等の導入促進」「i)風力、バイオマス、地熱、雪氷、水力等に対する最大限の取組み」及び「太陽光社会の実現」「iii)電力系統との関係」

意見:風力発電については、その単年度導入量が2007年度は約18.5万kWで、2006年度の半分以上となっており、2005年度よりは多いものの、2004・2003年度よりも少ない(出所:新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)「日本における風力発電設備・導入実績」より)。風力発電の低迷は明らかであり、これはRRS法(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法)の問題(後述の<意見 9>参照)を始め、電力会社による抽選や系統連系など、様々な要因で風力発電の拡大が妨げられているからである。それらの点をきちんと記述し、改善策を示すべきである。

<意見 8>

該当箇所:「風力、バイオマス、地熱、雪氷、水力等の導入促進」「i)風力、バイオマス、地熱、雪氷、水力等に対する最大限の取組み」

意見:バイオマスについては、現状では、到底、国産バイオマスの利用が進んでいるとは考え難い。何をもって「国産バイオマスの振興(法律制定等)など、環境整備も進んでいる」とするのか、説明すべきである。いずれにせよ林業振興・地域振興と合わせた効果的な政策が急がれる。

<意見 9>

該当箇所:「エネルギー供給構造の抜本的変革のための基盤的制度改革」「i)電力分野における取組み」

意見:何をもってRPS法(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法)が「効果を上げている」「現行の目標量は高いレベル」と言えるのか、説明すべきである。2007年度の同法の施行状況によれば、2008年度へのバンキングが67億5879.2万kWhにも達し、2008年度の義務量74億6569.9万kWhの9割がバンキングで既に満たされている状態である(出所:資源エネルギー庁報道発表資料)。同法は、目標値が非常に低いために極めて容易に目標達成できる状況が、当初からずっと続いている。目標が低すぎるために効果が上がっていないのは明らかであり、「効果を上げている」という記述は修正すべきである。この点を含め、RPS法をきちんと分析・評価して、その結果を記すべき。現行のRPS法は、目標値・義務量が非常に低いことや廃棄物発電を含むことなど、様々な問題があると考えられる。

<意見 10>

該当箇所:「エネルギー供給構造の抜本的変革のための基盤的制度改革」「i)電力分野における取組み」

意見:「固定価格買取制度は、発電事業者間のコスト削減インセンティブが働きにくい、高価格での買

取りを電気料金に転嫁するために電気料金の恒常的な値上げにつながるといった問題点が指摘されている」との記述は一方的であり誤解を生じるので改めるべき。固定価格買取制度がコスト削減インセンティブが働きにくいという点については、欧州委員会は異なる評価のレポートを公表している。また、コストを電気料金に転嫁することは RPS や他の制度でも生じることであり、固定価格買取制度だけの問題ではない。何よりも現にヨーロッパで風力発電・太陽光発電などの導入量が多いのは、ドイツ・スペインなど固定価格買取制度の国であり、同制度が導入効果において現に優れた実績を上げていることを確認すべきである。日本における再生可能エネルギーの大幅拡大のためには、固定価格買取制度を早急に導入すべきと考える。

以上